

- 地域包括支援センターとは?2
- 地域支援事業、地域密着型サービス.....3
- 介護保険の状況と今後の見込み 18~20年度の介護保険料.....4



▶平成17年11月20日運動公園で行われた「スポ・レク祭り」でグラウンドゴルフを楽しむ皆さん

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

18年度~
介護予防で
いつまでも元気に

船橋市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らせるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(いきいき安心プラン)」を策定しました。

計画見直しの方向性

平成12年4月に、社会全体で高齢者の介護を支えようとして介護保険制度がスタートしました。それから6年経ち、在宅や施設介護のあり方、介護予防の必要性、地域との協力体制など、様々な課題が浮き彫りになってきました。

新たな制度では、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、制度の持続性を高めるとともに、介護予防システムの構築や地域ケアなどの展開が求められています。今回、これからの高齢社会のあるべき姿の実現のために、15年度に策定した計画を見直し、18年度を初年度とする3か年計画を策定しました。

総合的な計画として推進

「高齢者保健福祉計画」は、健康づくりや生きがいづくりなど、高齢者の地域における保健福祉水準の向上を目指す計画です。また、「介護保険事業計画」は、事業の円滑な実

問合せ

介護保険課	☎ 436-2302
高齢者福祉課	☎ 436-2353

施を図るための計画です。高齢者のための保健・福祉・介護等の施策を総合的に推進するために、これら二つの計画を一体型の計画として策定しています。

予防重視の介護保険制度へ

今回の改正で、制度全体が予防重視型のシステムに変わります。これにより、要支援の人を対象とした「新予防給付」が新しく創設されました。また要支援・要介護状態になることを予防するための「地域支援事業」が始まります。

身近な地域での暮らしを応援

高齢者が地域で安心して暮らしていくために市の相談窓口を一元化し、市内5か所に「地域包括支援センター」を設置しました。また身近で多様なサービスの提供を目指す「地域密着型サービス」という新しいサービス形態が生まれました。

いきいき安心プラン(船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

基本理念

概要

- 尊厳の保持**
介護や支援を必要な人、介護する人、誰もが尊厳が保持される生活を営めるよう支援をしていきます
- 地域ケア体制の整備**
住み慣れた地域で安心して生活ができるように地域ケア体制づくりを進めます
- 適切なサービス提供**
利用者の意思・選択に基づきサービスが適切に提供できる体制をつくります
- 生きがいを持てる生活**
市民の介護予防、健康増進だけでなく生きがいの持てる生活ができるよう支援していきます

- 地域ケア体制の確立と介護予防の推進**
~高齢者相談窓口を一元化~
地域包括支援センターの創設、地域での認知症ケア体制、高齢者虐待の防止など
~予防重視の介護保険へ~
新予防給付の創設、地域支援事業の実施など
~身近な地域での暮らしを継続するために~
地域密着型サービスの創設など
- 介護保険事業の推進**
介護サービス見込み量、介護保険財政と保険料の見込みなど
高齢者がいきいきと暮らしていくために
生きがいづくりの推進、安心して暮らすための環境づくりなど

高齢社会のために

変化がはじまります～

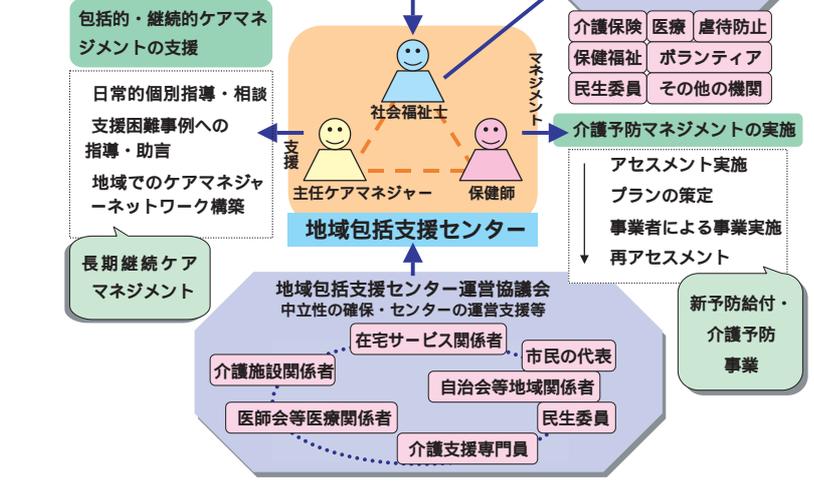
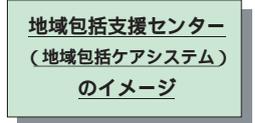
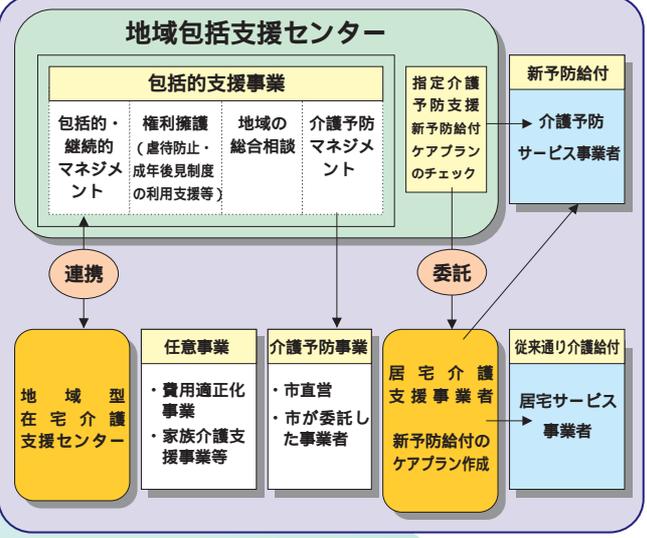
市の高齢者相談窓口を一元化

18年4月から地域包括支援センターが創設され、高齢者の皆さんが、いつまでも元気に暮らせるように支援します。



地域包括支援センターって？

「要支援」の認定を受けた人や介護予防事業を利用する人のケアマネジメントを支援するほか、介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関に橋渡しすることによって、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるようになります。
また、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや制度の活用に関する相談などもお受けします。



地域包括支援センター
 〒274-2411 北部福祉会館内1階
 ☎440-7935
 「セコムメディック病院」「鎌ヶ谷大仏駅」「小室三咲郵便局」下車徒歩約12分
 1～6丁目、二和と西1～6丁目
 三咲1～9丁目、南三咲1～4丁目
 谷町、咲が丘1～4丁目、みやぎ台1～4丁目、谷1～5丁目、高野台1～5丁目
 1～5丁目
 大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
 小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、金堀町、橋が山町、古和釜町、坪井町



どこにできるの？

市内を5つの日常生活圏域に分け、各1か所ずつ設置します。



北部地域包括支援センターが置かれる北部福祉会館

在宅介護支援センター(地域包括支援センターの協力機関として、引き続き地域の身近な相談業務を担当します)

地区	名称	電話番号	住所
南	宮本 宮本在宅介護支援センター	420-7011	宮本4-19-12-203
	湊町 船橋市南部在宅介護支援センター	420-1128	湊町1-11-19船橋市南老人デイサービスセンター内
	本町 本町恵の郷在宅介護支援センター	460-1586	本町6-2-5-405
西	海神 海神朋松苑在宅介護支援センター	410-1230	海神6-7-5-102
	西船 船橋市朋松苑在宅介護支援センター	410-0072	西船2-21-12
西	本中山 本中山在宅介護支援センター	047-302-5611	本中山3-22-10-201
	塚田 船橋あさひ苑在宅介護支援センター	430-7722	旭町4-9-1
中	法典 ヴェルフ藤原在宅介護支援センター	430-8820	藤原8-17-2ヴェルフ藤原デイサービスセンター内
	夏見 さわやか苑在宅介護支援センター	460-1203	米ヶ崎町691-1
中	高根・金杉 船橋市中部在宅介護支援センター	406-8765	金杉町141-1
	高根台 高根台在宅介護支援センター	490-4778	高根台4-23-19
東	新高根・芝山 オレンジガーデン在宅介護支援センター	461-0038	芝山7-41-2
	前原 船橋市前原在宅介護支援センター	403-3201	前原東2-20-4
東	二宮・飯山満 船橋市東部在宅介護支援センター	461-9993	飯山満町2-519-3船橋市ケアリハビリセンター内
	薬円台 薬円台花輪在宅介護支援センター	461-1139	薬円台6-2-10-104
東	三山・田喜野井 船橋市三山在宅介護支援センター	476-5535	三山2-42-1船橋市三山老人デイサービスセンター内
	習志野台 花輪在宅介護支援センター	462-0002	習志野台2-71-15花輪訪問看護ステーション内
北	二和 北部在宅介護支援センター	448-7115	二和東5-1-1船橋二和病院内
	三咲 みさき在宅介護支援センター	448-1022	三咲2-10-2 105みさき訪問看護ステーション内
北	八木が谷 八木が谷在宅介護支援センター	448-6300	咲が丘3-10-12
	松が丘 ひばりの丘在宅介護支援センター	461-3465	松が丘1-33-4ひばりの丘デイサービスセンター内
北	大穴 大穴北在宅介護支援センター	456-7899	大穴北7-22-1千葉徳苑内
	豊 船橋百寿苑在宅介護支援センター	469-1100	古和釜町791-1
北	豊 船橋梨香園在宅介護支援センター	490-6363	車方町541-2

下記のとおり各公民館・出張所ほか市ホームページでも見ることができます

同計画の素案に対して行った意見募集(1月15日～2月14日)の概要と市の考え方も公表しています。

予防重視の介護保険

「要支援」の認定を受けた人は、これ以上心身の機能が悪化しないことに主眼を置いた新予防給付サービスの利用に変わります。

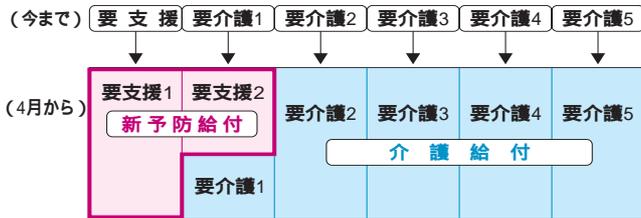
新予防給付サービスとは...

ホームヘルプサービス、デイサービス、福祉用具レンタルなどサービスの種類は今までと変わりませんが、サービス内容や提供時間などが直直され、心身機能の維持・向上や悪化防止を目指すものになります。

例えば、通所系サービスでは、筋力向上・栄養改善・口腔機能向上事業を既存のプログラムの中で追加して実施します。

対象者は...

18年4月から、以下のように要介護(支援)状態区分が今までの6段階から7段階に変更となり、「要支援1・要支援2」と認定された人については、新予防給付の対象となります。更新申請については、4月以降に認定が切り替わる人から順次、新たな認定区分が適用されます。



「要支援1・2」と認定されたら...

介護保険課から、認定結果通知書と被保険者証が郵送されます。「要支援1」「要支援2」の認定を受けた人は、担当地区の地域包括支援センターまでご連絡下さい(右記地図参照)。

地域密着型サービスを創設

地域密着型サービスとは、今後増加が予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、在宅で生活する中重度の要介護者を支援するためのものです。たとえ要介護状態になっても今までの生活のリズムや個性を活かしつつ、できる限り住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために創設されたサービスの一形態です。

小規模多機能型居宅介護

自宅からの「通い」を中心とし、随時「訪問」や「短期の宿泊」を組み合わせて、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

夜間対応型訪問介護

夜間において、定期巡回や通報での訪問により、排せつ等の介護を受けるサービスです。

高齢者がいきいきと暮らすために

高齢者が地域の中で健やかにいきいきと暮らしていくために、生きがいづくりや、安心して暮らすために必要な在宅支援、環境づくり等を推進していきます。

生きがいづくりのために

- 健康で明るい日常生活のために
- 老人福祉センター・老人憩の家
- ひきこもりがちな日常を解消するために
- いきいき健康教室
- 高齢者が主体的に学習できる機会の提供
- ふなばし市民大学校「いきいき学部」



安心して暮らすための在宅サービス

- 安否確認が必要な高齢者のために
- 緊急通報装置の設置
- 声の電話訪問
- 心身が弱くなってきた高齢者のために
- 日常生活用具の給付や貸与
- 在宅で重度要介護高齢者を介護している人のために
- おむつ等介護用品の支給

このほかにもいろいろな事業やサービスがあります。



これからの高齢

~新しい介護保険制度

地域支援事業がスタート

要支援・要介護になるおそれのある高齢者の支援のほか、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加している中で、在宅支援の強化や高齢者虐待への対応、医療と介護の連携などを強化するために、地域支援事業が創設されました。

具体的な事業としては、主に虚弱な高齢者を対象とした介護予防事業をはじめ、地域における総合的な相談窓口・権利擁護、介護予防事業のケアマネジメント、地域ケア支援事業などがあります。

そのうち介護予防事業については、通所型介護予防事業として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした「元氣ハツラツ塾」、機器を使い筋力トレーニングを行う「パワーリハビリテーション」、訪問型介護予防事業として、うつ、閉じこもり、認知症予防のための訪問支援などを実施します。



ケア・リハビリセンターでのパワーリハビリ

中部地域包括支援センター

海神2-13-25 中央保健センター内1階

☎423-2551

(JR船橋駅から徒歩約7分、または東葉高速鉄道東海神駅から徒歩約3分)

夏見	夏見1~7丁目、夏見2丁目、夏見台1~6丁目、米ヶ崎町
高根・金杉	高根町、金杉町、金杉1~9丁目、金杉台1~2丁目、緑台1~2丁目
高根台	高根台1~6丁目
新高根・芝山	芝山1~7丁目、新高根1~6丁目、高根台7丁目

北部地域

三咲7-2

☎

(新京成三咲駅から「七

二和	二和東1~6
三咲	三咲町、三
八木が谷	八木が谷町、八木が谷1
松が丘	松が丘1~5
大穴	大穴町、大
豊富	小室町、小豊富町、小

西部地域包括支援センター

本郷町457-1 西部保健センター内4階

☎047-302-2628

(JR西船橋駅から徒歩約10分)

西船	山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、古作町、古作1~4丁目、西船1~7丁目、印内1~3丁目、東中山1~2丁目
本中山	二子町、本中山1~7丁目
塚田	旭町、行田町、行田1~3丁目、山手1~3丁目、北本町1~2丁目、前貝塚町、旭町1~6丁目
法典	丸山1~5丁目、上山町1~3丁目、馬込町、藤原1~8丁目

南部地域包括支援センター

湊町2-10-25 市役所包括支援課内

☎436-2883

(JR船橋駅から徒歩約15分、または京成船橋駅から徒歩約13分)

宮本	宮本1~9丁目、市場1~5丁目、東船橋1~7丁目、東町、駿河台1~2丁目
湊町	本町3丁目、湊町1~3丁目、浜町1~3丁目、若松1~3丁目、日の出1~2丁目、西浦1~3丁目、栄町1~2丁目、潮見町、高瀬町
本町	本町1~2丁目、本町4~7丁目
海神	南本町、海神1~6丁目、海神町2~3丁目、海神町東・西・南各1丁目、南海神1~2丁目

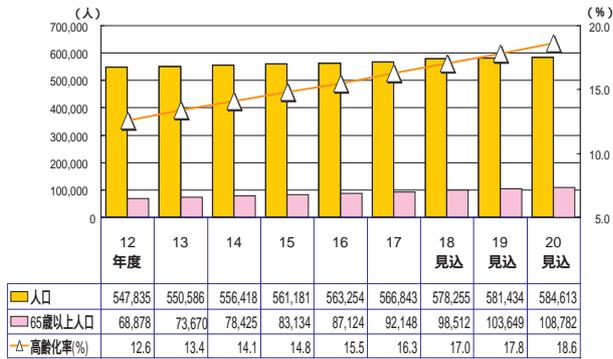


計画書を読んでみませんか

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(いきいき安心プラン)」は、〈閲覧場所〉市役所11階行政資料室、介護保険課、高齢者福祉課、各

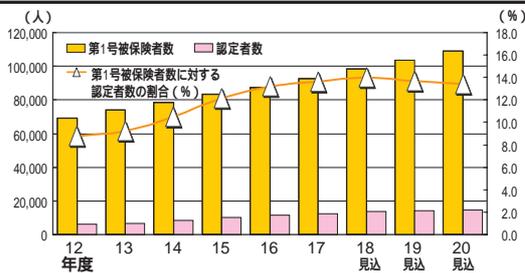
船橋市の介護保険の状況と今後の見込み

人口・高齢化率の推移



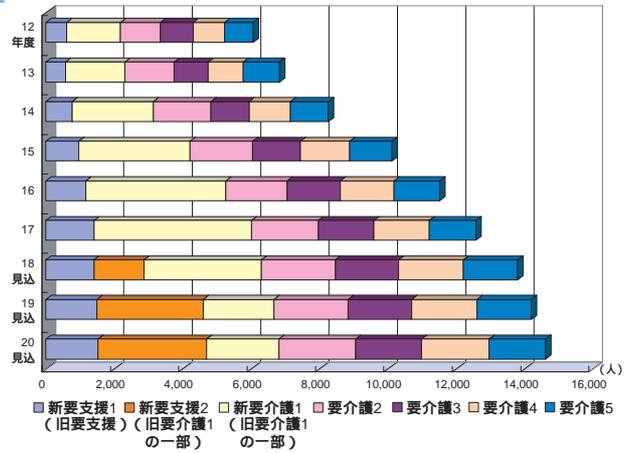
船橋市は全国的に見ても、まだまだ若い人の多いまちと言えます。しかし、介護保険制度がスタートしてから、高齢者人口の増加だけでなく年に0.7~0.8ポイントずつ高齢化率も上昇し、今後もこの傾向は続くと考えられます。

第1号被保険者数・認定者数の推移



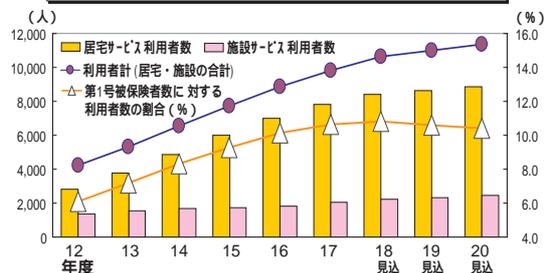
この5年間で被保険者は34パーセント、認定者は107パーセント(約2倍)の増加を示しました。他の首都圏のベッドタウンと同様に、今後も著しい増加が予想されています。

要介護度別認定状況



認定者の中でも、比較的軽度な要支援・要介護1の人数が際だって伸び、認定者全体の約半分を占めています。軽度の要介護者に対して介護予防が講じられることにより、将来の重度の要介護者を減らすことにつながります。

サービス利用者数の状況



利用者数は、5年間で2.1倍。その内、居宅サービス利用者数は2.8倍の増加となりました。利用者数の伸びの多くは、比較的軽度な要介護者が居宅サービスを利用していることによるものと考えられます。

今後3年間の介護保険料を改正

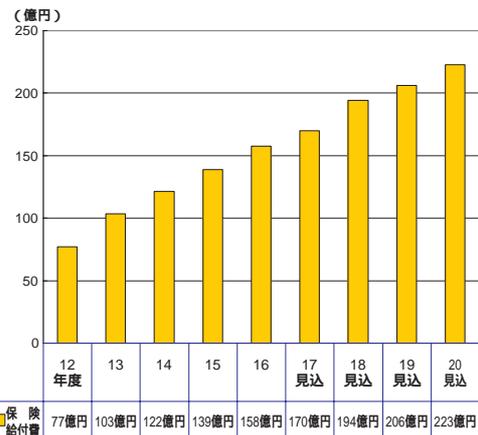
介護保険は、3年に一度介護保険事業計画を作成し、3年間のサービス総事業量の見込みを基に、65歳以上の人数等に応じて介護保険料を見直します。本市の65歳以上の人の介護保険料基準月額(第4段階の月額)は、介護保険基金から5億3,400万円を取り崩すことで可能な限り上昇を抑え、3,700円としました。

また、今回の改定では、市民税非課税世帯の保険料段階をさらに細分化し、基準額に対する割合についても低所得層に配慮したものにしました。

平成18~20年度の保険料額

区分	割合	保険料	月額
第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人	0.45	19,980	1,665
第2段階 市民税非課税世帯で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	19,980	1,665
第3段階 市民税非課税世帯で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	0.70	31,080	2,590
第4段階(基準額) 市民税課税世帯で市民税非課税の人	1.00	44,400	3,700
第5段階 市民税が課税で合計所得金額が200万円未満の人	1.25	55,500	4,625
第6段階 市民税が課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	1.50	66,600	5,550
第7段階 市民税が課税で合計所得金額が500万円以上の人	1.80	79,920	6,660

保険給付費の状況



高齢者人口の増加や高齢化率の上昇に加え、高齢者の中で要介護認定を受け介護保険サービスを利用される人の割合も伸びています。それに伴い、介護保険給付の費用も年々増加しています。

介護保険制度は皆さんの保険料で支えられています。今後は介護予防の取り組みを進め、いつまでも元気に生活できるような環境をつくることが求められていますが、それが、ひいては保険料負担の上昇をできるだけ緩やかにすることにつながります。